

料金後納
郵便

〒 210-8577
川崎区宮本町1番地
〇〇住宅 1号棟 101号室

川崎 太郎 様

親展

川崎市営住宅使用料決定通知書

000000#

● 差出課

〒 210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

00.00.00

宛名を確認してから、①②の順番で、ゆっくり剥がしてください。
(雨水等で濡れた時には十分に乾かしてから剥がしてください。)

住宅コード

(123456789)

〇川崎市管 第 0000 号
令和0 年 00 月 00 日

川崎市営住宅使用料決定通知書

川崎 太郎 様

川崎市長

川崎市営住宅条例第30条第2項の規定により、あなたの世帯の収入を認定し、次のとおり決定しましたので通知します。

住 宅 名	〇〇住宅
号 数	1-101
認定収入月額	0 円
収入基準超過の有無	無
使用料月額	00,000 円
徴収開始時期	令和0年0月分から

〈納期限〉

各月の使用料の納期限はその月の末日です。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌営業日となります。

御 注 意

- 1 入居から3年を経過した後の収入申告により、収入基準を超過した方は収入超過者として認定され、住宅の明渡し努力義務が課せられます。
- 2 出生、転出等で世帯員に変更がある場合又は退職等をした場合は、次の管理代行者まで御連絡ください。
- 3 次のような理由等で使用料の支払が困難なときは、使用料の減免制度が利用できる場合がありますので、次の管理代行者まで御相談ください。
(1) 収入が著しく低額である場合
(2) 同居する家族に心身障害者等がいる場合

管理代行者

〒 210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目2番地4 川崎砂子ビル1階
川崎市住宅供給公社 住宅部市営住宅管理課
電話 044-244-2060